

青森県報

号外第九十三号

平成二十年
十一月二十六日
(水曜日)

規 則

青森県職員倫理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十八号

青森県職員倫理規則の一部を改正する規則

青森県職員倫理規則（平成十三年二月青森県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「公益法人等への職員のパ遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員のパ遣等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

青森県知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十九号

青森県知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則

青森県知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和四十九年十月青森県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則

目 次

規 則

青森県職員倫理規則の一部を改正する規則……………
青森県知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則……………
青森県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則……………
青森県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則……………
青森県建築士法施行細則の一部を改正する規則……………

（県民生活）……………一
（文化課）……………三
（こども課）……………四
（暮らし課）……………四
（建築住宅課）……………四

訓 令

職員の任命等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令……………
青森県職員倫理規程の一部を改正する訓令……………

（人事課）……………六
（同）……………七

告 示

鳥獣の保護繁殖上一般に支障がないと認められる行為の指定の一部改正……………
青森県共同利用施設災害復旧事業補助金交付規程の一部を改正する規程……………

（自然保護課）……………七
（団体経営）……………七
（改善課）……………七

教 育 委 員 会

青森県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則……………
青森県教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令……………

（職員福利課）……………八
（同）……………九

第一条中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条に規定する法人（以下「公益法人」という。）の設立及び」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。）第四十二条第一項に規定する特例社団法人及び特例財団法人（以下「特例民法法人」という。）の」に、「同法」を「整備法」に、「青森県知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する条例」を「青森県知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する条例」に改める。

第二条から第四条までを削る。

第五条中「第四条第四号」を「第二条第四号」に、「社団法人」を「特例社団法人」に、「第三号様式」を「第一号様式」に改め、同条を第一条とする。

第六条の見出し中「又は寄附行為」を削り、同条第一項中「第六条」を「第四条」に、「定款（寄附行為）変更認可申請書（第四号様式）」を「定款変更認可申請書（第二号様式）」に改め、同条第二項中「第六条」を「第四条」に改め、同項第一号中「又は寄附行為」を削り、同項第二号中「社団法人にあつては、民法第三十八条第一項本文又は定款に定める」を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条を第三条とする。

第七条第一項中「第七条」を「第五条」に、「又は第三号」を「第二号又は第四号」に、「登記事項変更（事務所移転）登記完了報告書（第五号様式）」を「同条第二号」を「登記事項変更（事務所移転、従たる事務所新設）登記完了報告書（第三号様式）」を、同条第三号」に、「第六号様式」を「第四号様式」に改め、同条第二項中「第七号第一号又は第二号」を「第五号第一号又は第三号」に改め、「理事」の下に「若しくは監事」を加え、同条を第四条とする。

第八条第一項中「第八条」を「第六条」に、「第七号様式」を「第五号様式」に改め、同条第二項中「第八条」を「第六条」に改め、同項ただし書及び同条第三項を削り、同条を第五条とする。

第九条第一項中「公益法人」を「特例民法法人」に改め、同項第一号中「第九号第一号」を「第七号第一号」に改め、同条第二項中「公益法人」を「特例民法法人」に改め、同項第三号中「第九号第五号」を「第七号第五号」に改め、同項第四号中「第九号第六号」を「第七号第六号」に改め、同項第五号中「第九号第七号」を「第七号第七号」に改め、同条第三項中「公益法人」を「特例民法法人」に改め、同条を第六条とする。

第十条中、「民法第七十七条第一項」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般法人法」という。）第三百八条第一項」に、「第八号様式」を「第六号様式」に改め、同条第一号中「社団法人にあつては、民法第六十九条本文又は定款に定める」を削り、同条第二号を削り、同条第三号中「民法第七十七条第一項」を「一般法人法第三百八条第一項」に改め、同条を同条第二号とし、同条を第七号とし、同条の次に次の一条を加える。

（清算人就任等の報告）

第八条 清算人は、一般法人法第三百十条第一項若しくは第二項の規定により清算人の就任の登記をしたとき又は一般法人法第三百十条第三項において準用する一般法人法第三百三条の規定により登記事項の変更の登記をしたときは、遅滞なく、清算人就任（登記事項変更登記完了）報告書（第七号様式）に登記事項証明書を添えて知事に提出しなければならない。

第十一条を削る。

第十二条第一項中「第十条」を「第八条」に、「第十号様式」を「第八号様式」に改め、同条第二項中「第十条」を「第八条」に改め、同項第二号中「社団法人にあつては、民法第七十二条第二項ただし書及び定款に定める」を削り、同項第三号を削り、同条を第九号とする。

第十三条中、「民法第八十三条の規定により」を削り、「第十一号様式」に残余財産の処分に関する」を「第九号様式」に次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 残余財産の処分に関する書類

二 一般法人法第三百十一条の清算終了の登記に係る登記事項証明書

第十三条を第十条とする。

第十四条中「第十一条第二項」を「第九条第二項」に、「第十二号様式」を「第十号様式」に改め、同条を第十一条とする。

第一号様式及び第二号様式を削る。

第三号様式中「第五号」を「第二号」に、「社団法人」を「法人」に改め、同様式を第一号様式とする。

第四号様式中「第六号」を「第三号」に、「定款（寄附行為）変更認可申請書」を「定款（寄附行為）」に、「定款（寄附行為）」を「定款」に改め、同様式を第二号様式とする。

第五号様式中「第七号」を「第四号」に、「登記事項変更（事務所移転）登記完了

報告書」や「登記事項変更（事務所移転、従たる事務所新設）登記完了報告書」に於て「の移転」の次に「、従たる事務所の新設」や「及び就任した理事」の次に「（監事）」や「戻す」戻すはの共の一中「理事」の次に「又は監事」や「戻す」戻すはの三三呼ばれはよぬ。

第六七呼ばれは「第7条」や「第4条」に於て「の理事」の次に「（監事、代表理事、評議員、清算人、代表清算人）」や「戻す」戻すは「（理事の職務）」に於て「及び理事」の次に「（監事）」や「戻す」戻すはの共の二中「の職務を代行する者の」や「又は監事の職務を代行する者の」に於て「、理事」の次に「若しくは監事」や「戻す」戻すはの三三呼ばれはよぬ。

「5 添付書類

- (1) 就任した監事の履歴書及び就任承諾書
(2) 社員総会の議事録の謄本

「5 添付書類
就任した監事の履歴書及び就任承諾書」
に於て「戻すはの共々次のようにに於てぬ。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第六七呼ばれはよぬ第六七呼ばれはよぬ。

第六八呼ばれは「第10条」や「第7条」に於て「戻すはよぬ六呼ばれはよぬ。

第六七呼ばれは「第11条」や「第8条」に「清算人就職報告書」や「清算人就任（登記事項変更登記完了）報告書」に「就職した」や「就任した（清算人に関する登記の登記事項の変更の登記を完了した）」に於て「戻すはよぬ七呼ばれはよぬ。

第六九呼ばれは「第12条」や「第9条」に於て「戻すはよぬ八呼ばれはよぬ。

第六一〇呼ばれは「第13条」や「第10条」に於て「書類」の次に「及び清算終了登記に係る登記事項証明書」や「戻す」戻すはの第九呼ばれはよぬ。

第六一一呼ばれは「第14条」や「第11条」に於て「戻すはの共々「青森県知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する条例第11条第1項」や「青森県知事の所管に属する特別民法法人の監督に関する条例第9条第1項」に於て「戻すはの共々」に於て「民法（抜粋）」

「 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（抜粋）」

（特別民法法人の業務の監督に関する経過措置）

第95条 特別民法法人の業務の監督（設立の許可の取消し及び解散の命令に係るものを除き、定款の変更の認可、解散した特別民法法人の財産の処分

旧民法（抜粋）

「青森県知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する条例」や「青森県知事の所管に属する特別民法法人の監督に関する条例」に「第11条」や「第9条」に「、公益法人」や「、特別民法法人」に於て「戻すはよぬ七呼ばれはよぬ。

規 則

- 1 この規則は、平成二十年十一月一日から施行する。
2 この規則の施行の日前に改正前の青森県知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第一条に規定する公益法人が解散をした場合における改正後の青森県知事の所管に属する特別民法法人の監督に関する規則第十条の規定の適用については、同条中「次に」をぬのせ、「第六一〇」にす。

青森県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布す。

平成二十年十一月二十六日

青森県知事 三 枝 申 彰

青森県規則第五十号

青森県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

青森県特定非営利活動促進法施行細則（平成十年十月青森県規則第九十七号）の一部を次のように改正する。

第六一一条の見出し中「設立時」を「改訂時」に改め、同条中「この規則を制定する時（明治二十九年法律第八十九号）第五十一条第一項の設立の時」をぬの。

第六一一条第二項中「第四十条において準用する民法第七十七条第二項」を「第三十一条の八」に、「清算人就職届出書」を「清算人就任届出書」に改め。

第六一三条中「第四十条において準用する民法第八十三条」を「第三十一条の三」に改め。

第四号様式の（備考）の4の中「において準用する民法第51条第1項の設立の時」を削る。

第九号様式中「計算人就職副任書」を「計算人就職副任書」「就職した」を「就任した」」「第40条において準用する民法第77条第2項」を「第31条の8」に改める。

第十一号様式中「第40条において準用する民法第83条」を「第32条の3」に改める。

附則

この規則は、平成二十年十一月一日から施行する。

青森県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十一号

青森県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和三十九年十一月青森県規則第百五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「又は寄附行為」を削り、同条第六号中「収支計算書」の下に「又は損益計算書」を加える。

附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

青森県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十二号

青森県建築士法施行細則の一部を改正する規則

青森県建築士法施行細則（昭和二十五年十一月青森県規則第百十五号）の一部を次

のよりに改正する。

第三条第二号中「本籍地（日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍名）」を削り、同条第四号中「又は業務停止」を「業務停止又は免許の取消」に改め、同条に次の二号を加える。

五 法第二十二條の二の講習を受けた年月日及び当該講習の修了証の番号

六 法第二十四條第二項の講習の課程を修了した者にあつては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号

第四条第一項中「二級建築士免許証又は木造建築士免許証（以下「免許証」といふ。）を添え」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「かつ」を「前項の規定による申請があつたときは」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 二級建築士又は木造建築士は、前項の規定による届出をする場合において、二級建築士免許証又は木造建築士免許証（以下「免許証」といふ。）に記載された事項に変更があつたときは、免許証の書換え交付を申請しなければならない。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第十三条第二項中「第十五条の十七第一項」を「第十五条の六第一項」に改める。

第十五条中「並びに第十七条第一項」を削り、同条第一号イ中「掲げる学校を」を「規定する科目を修めて」に改め、同号二中「前各号に掲げる」を「イから八までに規定する」に、「認定するに必要な資料となるべき」を「証するに足りる」に改め、同条第二号中「実務」を「法第十四条第一号に規定する建築実務」に改める。

第十六条第一項中「青森県報で」を削り、同条第三項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「準用する法第十五条の八第一項」を「読み替えて準用する法第十条の九第一項」に改める。

第十八条第一項中「第十五条の十七第二項に規定する」を「第十五条の六第一項の規定による」に改め、同条第二項第一号中「又は寄附行為」を削り、同項第十号中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の六第一項に規定する」を「第十五条の三第一項の」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一 指定を受けよとする者が法第十五条の六第三項において準用する法第十条の五第二項各号に該当しない旨を誓約する書面

第十九条中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の四第二項」を「第十条の六第二項」に改める。

第二十条中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の四第二項」を「第十条の六第二項」に改める。

第二十一条中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の四第二項」を「第十条の六第二項」に改める。

第二十三条中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の四第二項」を「第十条の六第二項」に改める。

第二十條第一項中「第十五條の十七第五項」を「第十五條の六第三項」に、「第十五條の五第一項」を「第十條の七第一項」に改め、同條第二項中「第十五條の十七第五項」を「第十五條の六第三項」に、「第十五條の三第二項第四号イ及びロに規定する者に」を「第十條の五第二項第四号イ及びロのいずれにも」に、「の誓約書」を「を誓約する書面」に改める。

第二十一條中「第十五條の十七第五項」を「第十五條の六第三項」に、「第十五條の六第三項」を「第十五條の三第三項」に改める。

第二十二條第一項中「第十五條の十七第五項」を「第十五條の六第三項」に、「準用する法第十五條の八第一項前段」を「読み替えて準用する法第十條の九第一項前段」に改め、同條第二項中「第十五條の十七第五項」を「第十五條の六第三項」に、「準用する法第十五條の八第一項後段」を「読み替えて準用する法第十條の九第一項後段」に改める。

第二十三條第一項中「第十五條の十七第五項」を「第十五條の六第三項」に、「第十五條の九第一項前段」を「第十條の十一項前段」に改め、同條第二項中「第十五條の十七第五項」を「第十五條の六第三項」に、「第十五條の九第一項後段」を「第十條の十一項後段」に改める。

第二十五條中「第十五條の十七第五項」を「第十五條の六第三項」に、「準用する法第十五條の十三第一項」を「読み替えて準用する法第十條の十五第一項」に改める。

第二十六條中「第十五條の十七第五項」を「第十五條の六第三項」に、「準用する法第十五條の四第一項」を「読み替えて準用する法第十條の六第一項」に、「法第十五條の十三第二項、法第十五條の十四第四項」を「第十條の十五第三項、第十條の十六第三項」に、「法第十五條の十五第二項」を「第十條の十七第三項」に改める。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式（第2条関係）

（表）

<p>二級 建築士免許証</p> <p>二級 建築士登録番号 第 号</p> <p>登録年月日 年 月 日</p> <p>（氏 名）</p> <p>年 月 日生</p> <p>二級 建築士の免許を与えたことを証する。</p> <p>（昭和25年法律第202号）により</p> <p>二級 建築士の免許を与えたことを証する。</p> <p>年 月 日</p> <p>青森県知事（氏 名） 印</p>	<p>注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。</p>
--	---------------------------------

(裏)

講習受講履歴		
講習の種類	修了年月日	修了証番号

第四節様式中「実 務 経 歴 書」を「建築実務経歴書」に、「建築に関する実務」を「建築実務」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十年十一月二十八日から施行する。ただし、第十八条第二項第一号の改正規定は、同年十二月一日から施行する。
- 2 建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号）附則第三条第二項、第三項又は第六項に規定する者が二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする場合における改正後の青森県建築士法施行細則第十五条第一号イの規定の適用については、同イ中「規定する科目を修めて」とあるのは、「掲げる学校を」とする。
- 3 改正前の青森県建築士法施行細則第二号様式による二級建築士免許証又は木造建築士免許証は、改正後の青森県建築士法施行細則第二号様式にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

訓 令

青森県訓令第二十九号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

職員の任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

職員の任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令

職員の任免等発令事務取扱規程（昭和三十九年四月青森県訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第二十三号の三を次のように改める。

二十三の三 公益的法人等派遣

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）以下「公益的法人等派遣法」という。第二条第一項の規定及び公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十九号）以下「公益的法人等派遣条例」という。により公益的法人等に派遣すること。

第一条の表の第二十三号の四中「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等に」を「公益的法人等に」に改める。

第四条の表の第十号及び第七条第一項の表の第一号中「公益法人等派遣」を「公益的法人等派遣」に改める。

別表一の項中「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に係る法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益的法人等派遣」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例」に、「公益法人等の」を「公益的法人等の」に、「公益的法人等」を「公益的法人等」に、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益的法人等」を「公益的法人等」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年十一月一日から施行する。

青森県訓令甲第三十号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員倫理規程の一部を改正する訓令

青森県職員倫理規程（平成十三年三月青森県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「公益法人等への職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年十一月一日から施行する。

告 示

青森県告示第七百五十一号

平成十二年四月一日青森県告示第二百八十九号（鳥獣の保護繁殖上一般に支障がないと認められる行為の指定）の一部を次のように改正し、平成二十年十一月一日から施行する。

平成二十年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

第四号り中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

青森県告示第七百五十二号

青森県共同利用施設災害復旧事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県共同利用施設災害復旧事業補助金交付規程の一部を改正する規程

青森県共同利用施設災害復旧事業補助金交付規程（昭和三十五年十二月青森県告示第八百八号）の一部を次のように改正する。

第一号様式の別紙の注の1中「公益法人」を「一般社団法人等」に改め、同注の8中「公益法人」を「一般社団法人等」に、「社団数（財団法人）」を「社団数（一般財団法人）」に改め、「（財団法人にあつては、寄付行為）」を削り、「（財団法人）」を「一般財団法人」に、「収支決算書」を「監計決算書」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成二十年十一月一日から施行する。
- 2 事業主体が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第一項に規定する特例財団法人である場合における改正後の青森県共同利用施設災害復旧事業補助金交付規程第一号様式の規定の適用については、同様式の別紙の注の8中「監計決算書」とあるのは、「監計決算書又は収支決算書」とする。

教 育 委 員 会

青森県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十六日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第十七号

青森県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（平成二十二年三月青森県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則

第一条中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条に規定する法人（以下「公益法人」という。）の設立及び」を「特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。）第四十二条第一項に規定する特例社団法人及び特例財団法人をいう。以下同じ。）の」に、「同法」を「整備法」に、「青森県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する条例」を「青森県教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関する条例」に改める。

第二条を削る。

第三条中「第四条第四号」を「第二条第四号」に、「社団法人」を「特例社団法人」に改め、同条を第二条とする。

第四条の見出し中「又は寄附行為」を削り、同条第一項中「第六条」を「第四条」に改め、同項第一号及び第二号中「又は寄附行為」を削り、同項第三号中「社団法人にあつては総会の決議に係る議事録の写し又は定款所定の手続き」を「定款の変更の手続」に改め、「財団法人にあつては寄附行為所定の手続きを経たことを証明する書類」を削り、同条第二項中「第六条」を「第四条」に改め、「又は寄附行為」を削り、「公益法人」を「特例民法法人」に改め、同条を第三条とする。

第五条第一項中「公益法人」を「特例民法法人」に改め、同条第二項第二号中「社団法人にあつては総会の決議に係る議事録の写し又は定款所定の手続き」を「定款所定の手続」に改め、「財団法人にあつては寄附行為所定の手続きを経たことを証明する書類」を削り、同条を第四条とする。

第六条の見出し中「及び監事」を「監事及び評議員」に改め、同条第一項中「公益法人」を「特例民法法人」に改め、「理事」の下に「監事及び評議員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般法人法」という。）に規定する評議員をいう。）」を加え、「第七条第一号」を「第五条第一号」に改め、「当該理事」の下に「監事及び評議員」を加え、同条第二項中「第八条」を「第六条」に改め、同条を第五条とする。

第七条第一項中「公益法人」を「特例民法法人」に改め、同項第一号中「第九条第一号」を「第七条第一号」に改め、同条第二項中「公益法人」を「特例民法法人」に改め、同項第三号中「第九条第五号」を「第七条第五号」に改め、同項第四号中「第九条第六号」を「第七条第六号」に改め、同項第五号中「第九条第七号」を「第七条第七号」に改め、同条第三項中「公益法人」を「特例民法法人」に改め、同条を第六

条とする。

第八条中「公益法人」を「特例民法法人」に、「民法第六十八条」を「一般法人法第四十八条第一号から第四号まで又は第二百二条第一項第一号から第三号まで、第二項若しくは第三項」に改め、「（設立許可の取消による場合を除く。）」を削り、同条第六号中「又は寄附行為」を削り、同条を第七条とする。

第九条第一項中「公益法人」を「特例民法法人」に改め、「又は寄附行為」を削り、同条第二項中「公益法人」を「特例民法法人」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「第十条」を「第八条」に改め、同条を第九条とする。
第十一条第一項中「公益法人」を「特例民法法人」に、「民法第七十七条第一項」を「一般法人法第三百八条第一項」に改め、同条第二項中「民法第七十七条第二項」を「一般法人法第三百十條第一項又は第二項」に、「清算中に就職した清算人について登記」を「清算人の登記を」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十条とする。

3 一般法人法第三百十條第三項において準用する一般法人法第三百三條の規定により登記事項の変更の登記をしたときは、登記事項証明書を添えてその旨を教育委員会に届け出なければならない。
第十二条中「公益法人」を「特例民法法人」に改め、同条を第十一条とする。
第十三条を第十二条とする。

附 則

1 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。
2 この規則の施行の際現になされている公益法人の基本財産の処分等の承認の申請は、第四条の規定によつてなされた承認の申請とみなす。

青森県教育委員会訓令第14号

庁 内 一 般
各 出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十一月二十六日

青森県教育委員会

青森県教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会職員倫理規程（平成十三年三月青森県教育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年十二月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭